

## EU が付加価値税 (VAT) の軽減税率適用拡大で合意

欧州委員会 (EU) の経済・財政理事会は 2009 年 3 月 10 日付プレスリリース (PRES/09/54) にて、付加価値税 (VAT) の軽減税率措置の適用拡大に合意したと発表した。

EU では製品、サービスの VAT の最低税率は 15% に定められているが、労働集約型サービスの一部については加盟国独自の判断により税率の下限を 5.5% に設定できる。しかし、その適用は現在、一部の加盟国にのみ認められており、更にその期限が 2010 年末に迫っているため、その適用と拡大の是非を巡り加盟国の意見が対立し長年の論争が続いたが、今回ようやく合意に達した。

今回は消費刺激や雇用創出などを目的として、特に労働集約型サービス業として自転車、靴、革製品及び衣料の修繕作業、住居と窓の清掃、託児・介護、理容、個人住居の改装などのサービスについて、全加盟国に軽減税率適用を無期限で認めることとなった。

フランスはレストランを適用対象とすることを悲願としており、一方、他国に比べて VAT の高いドイツは低税率諸国への顧客流出を懸念し反対の立場をとり続けてきたが、これ以上適用対象を増やさない、別途提案のあった環境対応型製品への適用見送りなどを条件に態度を軟化させ今回の合意へと至った。

なお、欧州自転車業界では COLIBI (欧州完成自転車産業連合会)、COLIPED (欧州二輪車部品産業連合会)、EGF (欧州サイクリスト連盟) 及び ETRA (欧州自転車小売商連合会) の各団体連名で、2008 年 7 月 3 日付プレスリリースにて、環境、エネルギー、健康、安全及び移動などの面において自転車は大変有効であるとして、EU に対し全ての自転車製品及びサービスに対する VAT 軽減の要望をしていた。図らずもサービス分野について欧州自転車業界の要望が叶う形となったが、現在、自転車補修作業に軽減税率適用中の国は、ベルギー、ギリシア、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ及びポーランドの 6 カ国である。今は標準税率を適用中の他 21 カ国が、このまま標準税率適用を継続するのか軽減税率適用の措置をとるのか、全加盟国自らがどのような判断をするかが注目される。

以 上

(デュッセルドルフ事務所)

添付 ; EU 加盟国の VAT 税率表

## EU 加盟国の VAT 税率表

(単位:%)

加盟国名	超軽減税率	軽減税率	標準税率	自転車補修作業
ベルギー	-	6, 12	21	6
ブルガリア		7	20	20
チェコ共和国	-	9	19	19
デンマーク	-	-	25	25
ドイツ	-	7	19	19
エストニア	-	5	18	18
ギリシア	4.5	9	19	9
スペイン	4	7	16	16
フランス	2.1	5.5	19.6	19.6
アイルランド	4.8	13.5	21.5	13.5
イタリア	4	10	20	20
キプロス	-	5, 8	15	15
ラトビア	-	10	21	21
リトアニア	-	5, 9	19	19
ルクセンブルグ	3	6, 12	15	6
ハンガリー	-	5	20	20
マルタ	-	5	18	18
オランダ	-	6	19	6
オーストリア	-	10	20	20
ポーランド	3	7	22	7
ポルトガル	-	5, 12	20	20
ルーマニア		9	19	19
スロベニア	-	8.5	20	20
スロバキア	-	10	19	19
フィンランド	-	8, 17	22	22
スウェーデン	-	6, 12	25	25
イギリス	-	5	15	15

出所: DOC/2401/2009; EU 加盟国の実行 VAT 税率